

議長

農業委員現在数14名、出席13名、欠席1名、よって会議は成立いたしました。
これより令和7年度第1回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第13番 鈴木委員さん、第14番 榎戸委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

4月16日 西多摩地方農業委員会の連合会の総会が瑞穂町役場で行われ加藤会長にご出席をいただきました。諸報告につきましては以上になります。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件を上程いたします。

それでは整理番号1番については、私が担当なので報告します。

委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

4月15日 申請人息子、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑になっています。この方は色んな種類の作物を作っておりまして、かつお菜、ネギ、ノラボウ、大根、水菜、春菊、ワサビ菜、ニンニク、その他色々作っています。

委員

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは自分の家の前の畑でビニールハウスがありました。中には色々な苗があつて、カボチャの種を蒔いたのだけど、ネズミに食べられてしまったそうでしたがっかりしていました。他には、ソラマメ、スナップエンドウ、ケール、これから植えようとしているトウモロコシ、ズッキーニ、トマト苗を育てていました。

地番、地目田、面積

ここは前に大きな木があり陽当たりが悪くて、田んぼが4つあり2つを田んぼとして使っていたのですが、水利組合の方で畑地化にしよう。今寺の方が水が少なく片方だけをやろうと。道が広がり水路も良くなり北側だけを田んぼにするということで、何を作ろうかと考えていたのですが、陽当たりが悪いのでミョウガなんかどうなのかと彼には伝えています。

地番、地目田、面積

ここは去年はカボチャを作っていたということです。今年は里芋を作りたいと言っていました。

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここは一団の田んぼでしたが、去年は稲を作っておりまして、学校給食に少しですが出荷をしていました。今年は畑をやるとのことで、カボチャを植える予定だそうです。

地番、地目畑、面積

この畑は段差があつて、半分の広さは上の方にトウモロコシ、ジャガイモが植えてありました。下の方はトラクターがかけてあり、ここは秋のジャガイモを作る予定と話していました。この方は色々な種類の野菜を作っていて、自分の家のところにお店をだして売っています。一人で頑張つてやっつていて畑の管理も出来ていました。よろしくご審議お願いします

議長

続いて整理番号2番について、吉野委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 吉野です。

整理番号2番について説明します。

4月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

現地は霞川から南への丘陵地の上にあります。育成地でございます。地番の育成地では、大きな苗木を伐採しまして整備して小さい植木を植えたいとのことです。

地番の育成地では、耕運機で現地を耕運していきまして、スギ花粉の少ない植木を機械で植えるということです。一部には自分のところの野菜、ジャガイモ、ネギを植えていました。大変きれいに管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

議長

続いて整理番号3番について、石川委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号11番 石川です。

整理番号3番について説明します。

4月17日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は住宅に囲まれた畑でお茶の木が植えてありました。お茶の木はきれいに刈込がしてあり、草も刈られており良好に管理されていることを確認しました。よろしくご審議お願いします

議長

続いて整理番号4番について、松永委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 松永です。

整理番号4番について説明します。

4月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番は中学校の南側に位置し、畑の西側には、玉ねぎ、一本ネギ、ニンニク、バレイショなどが定植されていました。黒マルチを敷いて緑のシート張って夏野菜を作る準備をされていました。その他は植木のヤマブキ、白ヤマブキ、ヤマブキの八重、椿、今の時期はトゲなしタラの芽の茎の部分の販売しているそうです。ダイミョウチク、錦木蓮、ビワ、ビワはハクビシンにやられてしまって困っているとの事でした。ピンクのユキヤナギ、ボケ、サルスベリ、柿、ザクロ、雑工バラ、フキノトウ、フキノトウは10本から12本で園芸センターで販売されているそうです。花卉は紫陽花のアナベル、ジャーマンアイリスなどで、大変良好に管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

事務局

最後に第2項第6号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。

本案件についても、果樹・露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、4月15日に新井委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さん、
さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、4月15日に新井委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番、2番について、新井委員さんからの
補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

事務局の説明の通りですけど、整理番号1番は自由業と書いてありますが無職の

状態です。この方は農業は初めてで、友人の力を借りてやるということです。この場所は さんが売り渡して さんも借りていたと思いますが、その一連の畑です。

整理番号2番は、 さんはもともと さんの土地を借りて自宅の前を耕作して庭畑をしていました。ここで口実が変わって売買をした形でございます。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明いたします。

それでは議案の6ページを御覧ください。

事務局

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第3号別紙1を御覧ください。

こちらは継続の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借です。

契約期間は2025年6月1日から2035年5月31日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙1》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、 さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、4月16日に新井委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

整理番号2番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第3号別紙2を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借です。

契約期間は2025年6月1日から2035年5月31日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙2》の調書を御覧ください。

現地調査につきましては、4月17日に高山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

整理番号3番 議案参照 読み上げ

事務局

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第3号別紙3を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借です。

契約期間は2025年6月1日から2030年5月31日までの5年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙2》の調書を御覧ください。

現地調査につきましては、4月16日に町田委員さんと行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

整理番号4番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第3号別紙4を御覧ください。

こちらは継続の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借です。

契約期間は2025年6月1日から2035年5月31日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙2》の調書を御覧ください。

現地調査につきましては、4月16日に町田委員さんと行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

補足説明をさせていただきます。

今回整理番号1番から4番まで、その他の条件として新規の契約と記載の方がございますが、整理番号1番は、今までは利用権設定を行っておりまして、そちらから中間管理への実質的な更新の契約となっております。整理番号2番につきましては、新規の申し込みとなっております。整理番号3番4番につきましては、利用権から中

間管理への移行となっています。また今後利用権設定に関しましては、令和7年の3月末で法律が終了しましたので、令和7年4月1日以降は、全て中間管理の方で一本化されますのでよろしくお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番につきましては、事務局のお話された通り中間管理といたしまして、ハーブや露地野菜を色々やっけていく現状でございます。

事務局にお聞きしたいのですが、経営面積がメールで皆さんにいった数字と、今回のこの数字と違いますよね。 m²は4月1日現在の経営面積になるんですか。

事務局

こちらの m²の方が4月1日現在 さんが耕作及び借り入れされている面積となっております。

議長

次に整理番号2番について、高山委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号9番 高山です。

整理番号2番について4月14日、本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。だいぶ疲れたビニールハウスがございまして、補強しながら、育苗と作業小屋として利用していきたいということでございました。だいぶ広いので、鉢植えでのブルーベリーやラズベリーを栽培していきたいということでございました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号3番、4番について、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号12番 町田です。

整理番号3番ですが、この土地はニラのような草、雑草にしか見えないのですが、土壌改良という形で一面に植えている状態です。その中に3、4年は果樹とかを植えて雑草を生やさないという形をとっていきたいとのことです。3、4年経ったら露地野菜を植えていくということです。

整理番号4番の土地も、土壌改良が必要な部分で馬糞をまいておいてあるのですが、7月頃になったら刈って堆肥にしていききたいということで、それが終わったら露地野菜を植えたいとのことでした。肥培管理等の説明を文書で渡しまして、近隣に迷惑をかけないように管理していただきたいと話をしました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」4件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4「号農地法第5条第1項の規定による許可申請について(一時転用)」1件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

本件は所有権移転を伴う農地転用許可の申請です。

市街化調整区域内の農地であるため、農地転用の許可権者は東京都であり、農業委員会は東京都へ意見書を送付することとなっています。

《議案参照。読み上げ》

次に、《議案第4号 別紙1》の申請書を御覧ください。

農地転用許可制度では、優良農地の確保のために農地を区分して、農業上の利用に支障が少ない農地への誘導と、転用目的の確認を行っています。

本件については、申請地は第2種農地にあたります。そのため、立地基準として、第3種農地など他の土地では転用が難しいこと、一般基準として、転用に確実性があることや周辺農地に支障が出ないことが求められます。

次に、《議案第4号 別紙2》の理由書を御覧ください。

申請理由としては、都道の拡幅工事の為の資材置き場になります。西多摩建設事務所から工事を受注した、建設会社が許可日から工事完了まで農地転用を行う形になります。第二種農地になるため、農地の代替性を検討する必要があります。当該地については、周辺地域に資材置き場として適した土地がないことが見込まれています。

次に、《議案第4号 別紙3》の土地利用計画図を御覧ください。

図の様に、工事の資材や車両等を当該地に搬入する計画となっています。

次に、《議案第4号 別紙4》の賃貸借契約書案を御覧ください。

契約書案をご覧ください。所有者の金子さんと借受人の建設会社の契約書案になります。契約期間としては、許可を受けた日から令和9年3月31日までになります。

事務局

また、貸借方法としては賃貸借となり、月8万円で借り受けることとなっております。

以上により、本件については、転用計画のとおり農地転用することについて、やむを得ないと考えています。

なお、現地調査でございますが、4月14日に川口委員と行き、転用することについてやむを得ないと確認していただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長

次に整理番号1番について、川口委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 川口です。

整理番号1番について説明します。

4月14日 事務局2名と現地調査を行いました。現地は露地なのですが、雑種地扱いになっており、作物を作った様子はありません。他に資材置き場として探したのですがなくて、ここが適当だということで仕方がないかなと見てきました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、1件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出 について」は、9件で3、4ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承を頂きたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時10分から開会いたします。